

平成28年度使用料等審議会 ご意見・ご質問の結果（使用料等）

NO	分類	ご意見・ご質問	市の考え方
1	使用料	<p>【ご意見】</p> <p>○据置きが妥当であると考えます。耐震工事は、減価償却費に含むとありますが、一部をプラスしても良かったのではないかとも思います。使用する人、全く使用しない方もありますので、この所を少し取り組んではどうかと考えます。</p>	<p>(事務局)</p> <p>公民館の耐震工事については、減価償却の考えに基づき建設費に工事請負費を算入し、償却率を掛けることで基本方針の応分負担に対応できると考えます。『使用料・手数料の基本方針(改訂版)』のP4③建物建設費(減価償却費)では「施設の老朽化などによる大規模修繕や大規模改修工事などより建物の保全、維持のほか、建替えなどに要するコストに関しても、将来にわたり長期的な負担の公平性が求められると考えます。」と記載されているように、将来にわたる長期的な負担の公平性の観点から、耐震工事費用についても減価償却の考えに基づき算定しました。</p> <p>また、施設を全く利用しない市民の方々との間に、負担の不公平が生じることのないように、受益者負担の原則に留意し適正な使用料の算定に努めてまいります。</p>
2	使用料	<p>【ご意見】</p> <p>○市民の大半の方は、体育館、公民館の利用に使用料を、また、下水道の使用料を払っています。ゆとりのある、生きがいを感じられる市民生活をするうえで、これらの施設利用は、必要不可欠なものです。</p> <p>この使用料に関しては、大多数の市民に理解されているとは思いますが、今回使用料を徴収している施設を列</p>	<p>(事務局)</p> <p>使用料の周知につきましては、いただいたご意見を今後の参考にしてまいります。また、『使用料・手数料の基本方針(改訂版)』につきましても、市ホームページで公開し、情報公開に努めているところですが、さらなる周知方法の工夫について検討してまいります。</p>

平成28年度使用料等審議会 ご意見・ご質問の結果（使用料等）

NO	分類	ご意見・ご質問	市の考え方
2 続 き		<p>挙（一覧表）し、再認識していただく。</p> <p>使用料に関しては時間帯による違いもあるので、ホームページで閲覧にするなど実施してはどうでしょうか。</p> <p>受益者負担の基本的な考え方も、再度告知する必要があります。</p> <p>市民への周知を徹底するには、数年に一度基本概要の告知が必要と思います。</p>	
3	使用料	<p>【ご質問】</p> <p>●前回の使用料算定の根拠の中で光熱費、委託費のほかに含まれているのは(大きいところで)法定年数による減価償却費の1年分のみである、でよろしいか？</p>	<p>(事務局)</p> <p>対象施設の使用料は、『使用料・手数料の基本方針（改訂版）』に基づき、施設の性質により、若干異なる部分もありますが、基本的に、施設ごとの①減価償却費、②施設の運営・維持管理にかかる経費と③人件費の過去3ヶ年の決算額の平均を基に算出しております。</p> <p>その算出額から施設の1㎡・1時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出し、施設の性質別の受益者負担割合を掛けて、使用料額としております。</p> <p>なお、①減価償却費は、建設費から国・都からの補助金等を除き、施設の耐用年数に対応する減価償却率を用いて定額法により算出します。また、②施設の運営・維持管理については、たとえば、報償費・消耗品費・光熱水費・通信運搬費・保険料</p>

平成28年度使用料等審議会 ご意見・ご質問の結果（使用料等）

NO	分類	ご意見・ご質問	市の考え方
3 続 き			<p>・委託料・使用料及び賃借料等を対象経費としています。</p>
4	使用料	<p>【ご質問】 ●市民センターの稼働率は、60 から 70%との回答だったが、正確な稼働率と 10 年間くらいの推移は？</p>	<p>(市民協働課)</p> <p>市民センターの年間平均稼働率は、 平成 27 年度 69.0%、平成 26 年度 59.3%、 平成 25 年度 58.5%、平成 24 年度 59.5%、 平成 23 年度 59.8%、平成 22 年度 60.2%、 平成 21 年度 57.1%、平成 20 年度 58.6% 平成 19 年度 60.9%、平成 18 年度 66.0% となっております。</p>
5	その他	<p>【ご意見】 ○建物の老朽化に対して、いずれにしても建替えとなるであろう計画案、そして大きな災害が無とは限らない。先行きの案も考慮の対象になるのではないかと案じます。 農地が余り、作物の畑に作付けしていない。柿の木、栗の木が植えられて、直接収益になっているのか。もっと、使いみちがあるのでは。働きかけも必要ではないのかと。庭先販売だけでは、農地ではないのかと税に対する考え方も必要になってくるのではと。</p>	<p>(事務局)</p> <p>建物の老朽化や災害対策等について、重要な視点であると認識しております。</p> <p>諮問でもありました通り、新地方公会計制度の対応を進める中で、今後の使用料・手数料の算定にあたり、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>